

新型コロナウイルス感染症に関連する古賀市内の事業者への主な支援一覧

令和3年7月19日時点

		制度名称	主な対象者や支援内容	管轄	申請期間	問い合わせ先
給付	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出自粛により影響を受け、売上が減少した	月次支援金	令和3年4月以降で緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施された月のうち、ひと月の売上が前年同月比又は前々年同月比で50%以上減少した中小法人、個人事業者に給付金を支給 【上限額】中小法人:20万円/月、個人:10万円/月	国	【4・5月分】 R3.6.16~ R3.8.15 【6月分】 R3.7.1~ R3.8.31	月次支援金事務局相談窓口 ☎0120-211-240
		福岡県中小企業等月次支援金	県内に本社・本店があり①令和3年5月・6月・7月のひと月の売上が前年同月比又は前々年同月比で30%以上50%未満減少した中小事業者等、②酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、5月・6月・7月の売上に係る国の月次支援金の給付を受けた酒類販売事業者に対して給付金を支給 【上限額】①中小法人:10万円、個人:5万円 ②中小法人:20万円、個人:10万円	県	R3.6.18~ R3.8.31	福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター ☎0120-876-866
	県の要請により飲食店等の営業時間短縮をおこなった	福岡県感染拡大防止協力金(第6期)	令和3年5月6日から5月11日までの全ての期間に営業時間短縮をおこなった飲食店等を経営する中小法人、個人事業者に協力金を支給 【支給額】売上高に応じて2.5~7.5万円/日(最大6日間) 大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」又は「1日当たりの売上高の3割」のいずれか低い額)	県	R3.5.20~ R3.8.11	福岡県感染拡大防止協力金コールセンター ☎0120-567-918
		福岡県感染拡大防止協力金(第7期)	令和3年5月12日から5月31日までの全ての期間に酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業又は酒・カラオケ設備の提供を止めて営業時間短縮をおこなった飲食店等を経営する中小法人、個人事業者に協力金を支給 【支給額】売上高に応じて4~10万円/日(最大20日間) 大企業は、売上高減少額の4割(上限額:20万円) ※家賃月額×2/3(上限20万円)を加算		R3.6.1~ R3.8.11	
		福岡県感染拡大防止協力金(第8期)	令和3年6月1日から6月20日までの全ての期間に酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業又は酒・カラオケ設備の提供を止めて営業時間短縮をおこなった飲食店等を経営する中小法人、個人事業者に協力金を支給 【支給額】売上高に応じて4~10万円/日(最大20日間) 大企業は、売上高減少額の4割(上限額:20万円) ※家賃月額×2/3(上限20万円)を加算		R3.6.21~ R3.8.11	
		福岡県感染拡大防止協力金(第9期)	令和3年6月21日から7月11日までの全ての期間に営業時間短縮をおこなった飲食店等を経営する中小法人、個人事業者に協力金を支給 【支給額】売上高に応じて2.5~7.5万円/日(最大6日間) 大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」又は「1日当たりの売上高の3割」のいずれか低い額)		R3.7.12~ R3.8.11	
福岡県感染拡大防止協力金(大規模施設・大規模施設テナント向け)[第1期]		令和3年5月12日から5月31日までの全ての期間に要請に応じて短縮した時間に対応して 大規模施設:1,000㎡毎に20万円/日(最大20日間) テナント:100㎡毎に2万円/日(最大20日間)	R3.6.1~ R3.8.11			
	福岡県感染拡大防止協力金(大規模施設・大規模施設テナント向け)[第2期]	令和3年6月1日から6月20日までの全ての期間に要請に応じて短縮した時間に対応して 大規模施設:1,000㎡毎に20万円/日(最大20日間) テナント:100㎡毎に2万円/日(最大20日間)	R3.6.21~ R3.8.11			
補助・助成	店舗等の感染拡大防止策を強化した事業者を支援	古賀市新型コロナウイルス感染拡大防止補助金	福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示しており、古賀市内の店舗等に実施する感染拡大防止策に要する経費の一部を補助。 【補助率】2/3 (1事業者当たり上限30万円)	市	R3.7.1~ R3.9.30	古賀市商工政策課 ☎092-942-1176
	一時休業などで手当などを支給した	雇用調整助成金	一時休業などで労働者の雇用維持を図った事業者(売上高の減少要件等あり)に、休業手当などの一部を助成 【助成率】最大10/10(1人当たり日額15,000円上限)	国	(緊急対応期間)R2.4.1~ R3.7.31	福岡助成金センター雇用調整助成金分室 ☎092-402-0537
	休業させられた労働者のうち休業手当を受け取ることができなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	令和2年4月から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに、コロナの影響を受けた事業主が休業させた労働者であり、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取ることができない方 【支給額】休業日賃金の8割(日額上限11,000円)を休業実績に応じて支給	国	緊急事態宣言解除の月の翌月末の期間分は、その3月後の末日	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
	感染拡大防止と事業継続のための取り組みを行いたい	小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>	新型コロナウイルス感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援。 【補助対象者】小規模事業者 【補助率】3/4※(上限100万円) ※感染防止対策に資する費用は、補助金総額の1/4(最大25万円)~1/2(最大50万円)が上限。	国	R3.9.8 R3.11.10 R4.1.12 R4.3.9	小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)コールセンター ☎03-6731-9325
	経営革新に取り組む中、ガイドラインに基づき新型コロナ感染対策を実施したい	経営革新実行支援補助金(感染防止対策)	令和2年度又は令和3年度に県から経営革新計画の承認を受けているもので、かつ、令和2年度に「福岡県新型コロナウイルス感染症緊急対策中小企業経営革新実行支援補助金(感染防止対策)」の交付を受けていない中小企業等が、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の取り組みを支援 【補助率】対象経費の3/4(上限50万円)	県	【第2回】 R3.6.1~ R3.7.30	福岡県新事業支援課 ☎092-643-3449

貸付	資金繰りのため融資を受けたい	福岡県制度融資	市町村にて、セーフティネット保証4号(前年比20%以上売上減)、危機関連保証(前年比15%以上売上減)、セーフティネット保証5号(前年比5%以上売上減)の認定を受けた、中小法人・個人事業者への融資【緊急経済対策資金】 融資限度額1億円、融資期間10年以内(据置2年以内)、融資利率1.3%	県	受付中(終了日未定)	福岡県フリーダイヤル経営相談窓口 ☎0120-567-179
		政府系金融機関融資	最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少などの要件を満たした事業者への、3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など	金融 商工 公中 庫金	受付中(終了日未定)	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 商工中金 ☎0120-542-711
		緊急小口資金 (主に休業された方)	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための少額貸付 貸付上限:10万円以内(個人事業主等の特例の場合は20万円以内) 据置期間1年以内、償還期限2年以内、無利子	国	R3.8月末まで	相談コールセンター(厚生労働省設置) ☎0120-46-1999 古賀市社会福祉協議会(社協) ☎092-944-2941
		総合支援資金 (主に失業された方)	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている方に、生活再建までの間に必要な生活費用を貸付 貸付上限:単身世帯月15万円以内 複数世帯月20万円以内 貸付期間原則3か月以内 据置期間1年以内、償還期限10年以内、無利子	国	R3.8月末まで	相談コールセンター(厚生労働省設置) ☎0120-46-1999 古賀市社会福祉協議会(社協) ☎092-944-2941
猶予・減免等	売上が減少し納税が難しい	徴収の猶予	一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度。令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年同月比20%以上減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度あり	国・県・市	納期限まで	国税:香椎税務署 ☎092-661-1031 県税:東福岡県税事務所 ☎092-641-0201 市税:収納管理課 ☎092-942-1124
	売上が減少し国民健康保険税の支払いが難しい	国民健康保険税の減免	世帯主の事業収入等が前年比30%以上減少する見込みがあること等の条件で、一部免除から全額免除を行う制度(平成31年度第8期から令和2年度第8期の国民健康保険税)	市	受付中(終了日未定)	市民国保課国保係 ☎092-942-1193

※作成時点の概要ですので、各制度の詳細を確認して手続きしてください。